平成２７年（フ）第２４６号
大阪府豊中市庄内東町４丁目６番14号、前住所堺市西区鳳東町２丁192番地
破産者　築地　正佳
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４３１号
大阪府藤井寺市小山１丁目８番８－203号、前住所大阪府富田林市甲田２丁目18番26号
破産者　ゼネラルレジャーガイド河ことレジャーガイドＫＡＷＡこと　河下ユウ子
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５９号
奈良県北葛城郡王寺町舟戸１丁目４番９－158号
破産者　河澄　優子
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
岡山県美作市南海322番地、前住所兵庫県西宮市今津久寿川町８番７号
破産者　宮崎美知子
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１０３号
愛媛県伊予市中山町佐礼谷丙955番地３
破産者　田畑　　勉
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６７号
青森県上北郡東北町大字大浦字据崎44番地２
破産者　小林　　智
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
秋田県横手市雄物川町砂子田字中村20番地３
破産者　最上　哲文（旧姓中川）
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１９５４号
横浜市保土ケ谷区西谷町827番地４　清和荘１－１号
破産者　山本　九一
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９５号
愛知県豊田市宮町１丁目50－４　コーポユタカ201、住民票上の住所名古屋市守山区脇田町321番地
破産者　富士本　優
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1539番地の126　レオネクストディアベルジュⅡ204号
破産者　尾関　禎美
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
兵庫県明石市松が丘４丁目３番７－201号、前住所神戸市灘区六甲台町12番21－401号
破産者　佐野　哲也
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第５８８号
（前住所）広島市佐伯区旭園20番４号
破産者　宮本　　学
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０号
山口県熊毛郡田布施町大字上田布施755番地３
破産者　中川　雅之
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第２１９号
高知市北金田６番７号
破産者　圓堂　正智
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３９２号
北九州市門司区大里東１丁目５番13号、開始決定時の住所北九州市門司区大里東４丁目12番22号
破産者　田原　真澄
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５９号
鹿児島県霧島市隼人町松永3155番地18
破産者　今園　邦彦
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第１０８３１号
東京都江戸川区瑞江３丁目28－３
破産者　村上　和也
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２４号
神奈川県横浜市緑区中山町330－２－202
破産者　光冨　泰宏
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３２７号
東京都八王子市松木13－４－406
破産者　波夛野尚子
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部